siro l imus	リンパ脈管筋腫症（ＬＡＭ）	ノーベルファーマ株式会社　東京都中央区日本橋小舟町十二番地十	平成二十四年九月十三日
ベムラフェニブ	ＢＲＡＦ^{V600}遺伝子変異を有する悪性黒色腫	中外製薬株式会社　東京都北区浮間五丁目五番一号	平成二十四年九月十三日
タクロリムス水和物	多発性筋炎・皮膚筋炎に合併する間質性肺炎	アステラス製薬株式会社　東京都中央区日本橋本町二丁目三番十一号	平成二十四年九月十三日
細胞培養全粒子プロトタイプワクチン	パンデミックインフルエンザの予防	バクスター株式会社　東京都中央区晴海一丁目八番十号	平成二十四年九月十三日
		武田薬品工業株式会社　大阪市中央区道修町四丁目一番一号	

○厚生労働省告示第五百五十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、平成二十四年九月十三日をもって同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の二の五第三項の規定により告示する。

平成二十四年十一月二日

厚生労働大臣　三井　辨雄

届け出た者の氏名又は名称及び住所	予定される効能又は効果
ヴィーブヘルスケア株式会社　東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目六番十五号	ＨＩＶ－１感染症

○経済産業省告示第二百四十四号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十九条の三及び第三十九条の五の規定に基づき、次のとおり認定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の二の規定に基づき、公示する。

平成二十四年十一月二日

経済産業大臣　枝野　幸男

名称（事業所の名称を含む。）	事業所所在地	認定の種類	認定年月日
昭和四日市石油株式会社四日市製油所	三重県四日市市塩浜町一番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十四年六月十四日
三菱化学株式会社鹿島事業所	茨城県神栖市東和田十七番地一	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十四年六月十四日
三井化学株式会社市原工場	千葉県市原市千種海岸三番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十四年六月十四日
昭和四日市石油株式会社四日市製油所	三重県四日市市塩浜町一番地	認定保安検査実施者	平成二十四年七月二十七日
旭化成ケミカルズ株式会社川崎製造所	神奈川県川崎市川崎区夜光一丁目三番地一号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十四年八月二十二日
日本ブチル株式会社川崎工場	神奈川県川崎市川崎区浮島町十番三号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十四年八月二十二日
コスモ石油株式会社四日市製油所	三重県四日市市大協町一丁目一番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十四年八月二十二日

○国土交通省告示第千二百三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する飯能都市計画事業飯能大河原土地区画整理事業の事業計画（第三回）の変更の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十一月二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成四年五月二十八日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　埼玉県飯能市大字大河原字西駒坂、字竹ヶ窪、字岩ノ谷、字清水入及び字龍岸下の各全部、字赤根ヶ峠、字大谷詰、字丸山、字井戸入、字東駒坂、字金穴、字前谷、字杉ノ谷、字中里平、字大谷口、字殿屋敷及び字蜂平の各一部、大字小岩井字端地、字続久保及び字日向の各一部、大字上畑字穴郷の一部、大字下畑字穴郷、字穴郷御殿ヶ入及び字釜下の各一部

四　土地区画整理事業の名称　飯能都市計画事業飯能大河原土地区画整理事業

五　事務所の所在地　埼玉県飯能市仲町十二番九号ＹＫＳ飯能駅前ビル三階

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成四年五月二十八日

七　事業計画の変更（第三回）の認可の年月日　平成二十四年十一月二日

○海上保安庁告示第二百三十五号

航路標識の設置及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称	宿毛湾港池島第二防波堤東灯台
位置	
所在地	高知県宿毛湾港（池島第一防波堤東端）
北緯	三二－五四－五九
東経	一三二－四〇－二六
塗色及び構造	白色　塔形
灯質	単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度	実効光度一〇〇カンデラ
光達距離	五・〇海里
明弧	全度
高さ	地上から構造物の頂部まで三・四メートル　平均水面上から灯火まで六・九メートル
点灯年月日	平成二十四年八月二十一日
記事	四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所管理

名称	宿毛湾港池島第二防波堤西灯台
位置	
所在地	高知県宿毛湾港（池島第二防波堤西端）
北緯	三二－五四－五三
東経	一三二－四〇－三一
塗色及び構造	赤色　塔形
灯質	単閃赤光　毎三秒に一閃光
光度	実効光度一〇〇カンデラ
光達距離	五・〇海里
明弧	全度
高さ	地上から構造物の頂部まで三・四メートル　平均水面上から灯火まで八・六メートル
点灯年月日	平成二十四年八月十七日
記事	四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所管理

名称	宿毛湾港鼻ノ碆灯浮標
位置	
所在地	高知県宿毛湾港（池島灯台の南西方約八〇メートル）
北緯	三二－五四－五一
東経	一三二－四〇－四〇
撤去年月日	平成二十四年八月十七日
記事	一時変更

○海上保安庁告示第二百三十六号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称	宿毛湾港池島第二防波堤北灯台
位置	
所在地	高知県宿毛湾港（池島第二防波堤北端）
北緯	三二－五四－五五
東経	一三二－四〇－三一
塗色及び構造	赤色　塔形
灯質	単閃赤光　毎三秒に一閃光
光度	実効光度一〇〇カンデラ
光達距離	五・〇海里
明弧	全度
高さ	地上から構造物の頂部まで三・四メートル　平均水面上から灯火まで八・六メートル
点灯年月日	平成二十四年八月十七日
記事	四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所管理

名称	宿毛湾港池島第一防波堤東灯台
位置	
所在地	高知県宿毛湾港（池島第一防波堤東端）
北緯	三二－五四－五九
東経	一三二－四〇－二六
塗色及び構造	白色　塔形
灯質	単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度	実効光度一〇〇カンデラ
光達距離	五・〇海里
明弧	全度
高さ	地上から構造物の頂部まで三・四メートル　平均水面上から灯火まで六・九メートル
点灯年月日	平成二十四年八月二十一日
記事	四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所管理

名称	宿毛湾港（池島灯台の南西方約一・一キロメートル）
位置	
所在地	高知県宿毛湾港（池島灯台の南西方約一・一キロメートル）
北緯	三二－五四－四七
東経	一三二－四〇－四〇
塗色及び構造	黒色円すい形頭標二個（縦掲、底面対向）付　黒地に黄横帯一本塗　やぐら形
灯質	群急閃白光　毎一〇秒に三閃光
光度	実効光度八二カンデラ
光達距離	五・〇海里
点灯年月日	平成二十四年八月十七日
記事	四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所管理

名称	宿毛湾港池島第二防波堤北灯浮標
位置	
所在地	高知県宿毛湾港（池島灯台の南西方約一・一キロメートル）
北緯	三二－五四－五七
東経	一三二－四〇－四〇
塗色及び構造	黒色円すい形頭標二個（縦掲、底面対向）付　黒地に黄横帯一本塗　やぐら形
灯質	実効光度八二カンデラ
光達距離	五・〇海里
点灯年月日	平成二十四年八月十七日
記事	四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所管理